

## 総務産業常任委員会審査報告書

令和3年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件名	審査の結果
議案第1号	長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について	可決
議案第5号	飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	可決
議案第6号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第7号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可決
議案第10号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第12号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可決
議案第13号	飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第14号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可決
議案第15号	飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第23号	令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可決
議案第28号	令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可決

議案第 29 号	令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 31 号	令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第 33 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

**○議案第 1 号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 5 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例**

質疑①：選挙運動用自動車に関して、自家用車を使用した場合、燃料代や運転手の雇用は公費負担という理解でよいか。

回答①：お見込みのとおり。

質疑②：家族所有の車は借入れの支払いの対象になるのか。

回答②：適用を受けようとする者と生計を一にする親族を除くということになっている。

質疑③：金額に違反するようなことはあり得るのか。

回答③：上限なので、それ以上かかる場合は自己負担ということになる。公費負担できるのはこれが上限となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 6 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

質疑①：管理職手当の月額の上限が 100 分の 15 ということだが、管理職手当は一律ということによいか。

回答①：現状は管理職手当を一律支給している。6 級の課長であると最高号俸の

410,200 円の 10%が一律で支給されている。

質疑②：課長もそれぞれ号俸が違うと思うが、級の最高月額額の 100 分の 15 ということか。

回答②：現状は級の最高月額額の 100 分の 10 を全員に支給している。今後は 100 分の 15 を上限に、職責や経験年数等により支給するよう、規則の制定を検討していく。

質疑③：予算としては何人該当して、どの程度増となるか。

回答③：行政職では、課長 10 名、参事 1 名、課長補佐 2 名、その他再任用、任期付職員で 5 級以上の職員に支給されている。今回、上限の引上げは行うが、全員に 15%を適用するかということは規則制定の際に検討する。仮に課長が 15%に上がった場合は、一人当たり約 2 万円の増となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 7 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質 疑：町長があいさつの中で「飯綱町水道施設整備基金」について、10 年で 8 億円という目標を示した。それ以上積み立てるという将来の事業設計はあるのか。

回 答：今のところ令和 3 年度で 2,500 万円計上している。その後 8,000 万円の 10 年間ということに進んでいる。それ以上のことはその時に判断することになる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 10 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質疑①：貸店舗についてメーラプラザで行っているパワーリハビリテーションとは違うのか。

回答①：いづなコネクトWEST（旧西小）の貸店舗の用途は、筋力トレーニングを行うジムの運営である。

質疑②：駐車場は 1 台につき 1 か月 500 円となっているが、たまに利用する者はどうしたらよいか。

回答②：条例の駐車場の使用料とは、テナント社用車の駐車場代金である。いづなコネクトの一般利用者の駐車場利用料は無料である。

質疑③：トレーニングジムの利用料はいくらか。

回答③：民間事業者は収入を安定させるため月額制を採用すると思われ、月額 4,000 ～5,000 円程度の利用料になるのではないか。

質疑④：民間に店舗として貸出した場合、利用料の徴収は誰がするのか。

回答④：貸店舗の賃料は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入になる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質 疑：消費税転嫁対策特別措置法とはどのようなものか。

回 答：消費税が 8 %から 10%に引上げされた際に、引上げ分を消費税とせず、引上げ前の価格に据え置き、原価を減額する行為を禁ずるための特別措置法であり、商品価格と消費税額を表示することが必要であった。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

質 疑：使用料収入の箇所に「計測装置使用料」とあるがどのようなものか。

回 答：自家水（井戸、簡易水道等）を下水道に排出する場合で、町が貸与したメーターの使用料のことである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質 疑：歳出で予備費を計上するとはどういうことか。

回 答：歳入に対して、充当する歳出科目がないことから予備費としており、最終的に全て売却した後に、一般会計に繰出しをすることとなる。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：牟礼上水道事業と三水上水道事業の一本化はいつから実施するのか。

回答①：令和 3 年度に牟礼地区と三水地区を併せた飯綱町全体の水道事業基本計画の策定業務を行い、令和 4 年度にそれを基に飯綱町上水道としての認可申請を行う予定でいる。国・県の許可後にすみやかに実施したい。

質疑②：土橋水源のさく井により、ある程度の水量が出た場合はどのように進めるか。

回答②：三水地区においては、潤沢な水量が確保できれば深井戸水源の割合を増やすことができ、また、今後更新を予定する三水浄水場の規模を縮小することも考えられる。土橋地区の水源は現在 1 基しかないため、予備的水源としても期待ができる。

質疑③：基本計画の策定にあたり、水道審議会との兼ね合いはどうするか。

回答③：水道事業運営審議会に諮っていく。

質疑④：令和 3 年度の基本計画策定業務は指名競争入札となるのか。その際の指名業者は何社くらいになりそうか。

回答④：指名競争入札となる。詳細はこれから検討していく。

質疑⑤：長野市の水道事業は企業局が運営しているが、一本化した後の飯綱町の運営方法はどのように考えているか。

回答⑤：今のところ現状通り建設水道課が運営していく予定。今後の事業拡大に伴い、職員体制も検討していきたい。

質疑⑥：柿原地区の今後の水道事業はどのようになるか。

回答⑥：柿原地区については、民間の別荘分譲地で町給水区域外である。ただし、現在の実情を勘案し、牟礼地区・三水地区の統合基本計画の策定に併せて、計画給水区域とするための認可変更等を検討していきたい。県との協議等も必要となるため、現在は未定である。

質疑⑦：昨年度と比べ給水戸数と給水収益は増加しているが、給水水量は減少しているのはなぜか。

回答⑦：水道料金については、飯綱町では口径別の基本料金に水量料金を加えて算出している。現在、コロナ禍で水の動きを予想することは難しいが、昨年度と比べ給水戸数の増加に伴う各料金を想定し、また基本水量内の動きと節水意識の高まりを考慮して給水水量を減少とした。

意見①：旧牟礼村と旧三水村との合併協議の際に、互いの水道の在り方について大きな議論となった。今後、両水道事業の一本化を実施していくにあたり、課題を洗い出し、解決できるような基本計画の策定を目指してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：サッカー場について、長野パルセイロと連携協定を結んでいると思うが、その位置付けはパルセイロと町なのか、パルセイロとカンマッセなのか、それとも三者なのか。

回答①：町は、長野パルセイロと「まちづくり包括連携協定」を結んでおり、この協定は、サッカー場に限ったものではなく、町全体でスポーツの振興、地域の活性化、健康増進に関することなどを連携して行い、活力あるまちづくりを目指すものである。

質疑②：サッカー場の人工芝の張替えに係る費用はどこが支払うのか。

回答②：人工芝の耐用年数は 10 年程と言われている。常時、スポーツトラクターなどでサッカー場を整備しているが、人工芝の張替えなど大規模な修繕については、町が支出する。

質疑③：サッカー場の人工芝の修繕について、修繕費用がいくらかかった場合に指定管理者ではなく町の支払いとなるのか。

回答③：協定により、経年劣化による 30 万円以上の修繕費については、町が支払う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野地区労働組合総連合 事務局長 成田 隼 氏

質疑①：資料 2 で、海外の賃上げ率と日本の賃上げ率を比較しているが、日本円で最低賃金の比較をしてほしい。

回答①：検討していきたい。

質疑②：意見書では、中小企業ではなく、農林漁業を含めた中小企業としてもよい

か。陳情趣旨は変わらないと思う。

回答②：構わない。

質疑③：この陳情は、長野県全自治体に対して行っているか。

回答③：6月末までに行う予定。

質疑④：運動論として、企業だけでなく幅広く運動する考えは。

回答④：様々な実態を調査していきたい。

質疑⑤：最低賃金の1,500円は固持するのか。

回答⑤：1,500円は求めていく。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。